

半田市市章の使用手続に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市の機関以外の者又は団体が半田市市章（以下「市章」という。）を使用する場合の使用手続きについて必要な事項を定めることにより、市章の適正な使用を確保することを目的とする。

(使用対象者)

第2条 市章を使用できるものは、次のとおりとする。

- (1) 国又は地方公共団体若しくはこれに準じる公共団体
- (2) 公共性を有する団体又はその機関
- (3) その他市長が適当と認めたもの

(使用制限)

第3条 市章の使用目的が次の各号のいずれかに該当する場合は、市章の使用は認めないものとする。

- (1) 特定の宗教又は政治活動を目的とするもの
- (2) 公序良俗に反するもの、又はそのおそれのあるもの
- (3) 営利目的であるもの
- (4) 市の名誉を傷つけ、又は信用を失墜するおそれのあるもの
- (5) その他市長が使用について適当と認めないもの

2 前項の規定のほか、次に掲げる使用については認めないものとする。

- (1) 市章を変形させての使用
- (2) 市章に隣接して他の図形を配置し、市章の一部と混同されるおそれがある使用
- (3) その他、市章の品位を損なうと思われる使用

(使用料)

第4条 市章の使用料は、無料とする。

(使用申請及び使用承認)

第5条 市章の使用の承認を受けようとするものは、半田市市章使用承認申請書(様式第1)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかにその可否を決定し、半田市市章使用承認・不承認決定通知書(様式第2)により申請者に通知するものとする。
- 3 市章の使用は、前項の規定により承認を受けたもの（以下「使用者」という。）に限り使用できるものとする。

(使用承認の消滅)

第6条 前条の規定により受けた承認は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その日をもって消滅するものとする。

- (1) 使用期間が経過したとき。
- (2) 使用目的が消滅したとき。
- (3) 使用者が死亡し、又は使用団体が解散したとき。

(承認の取消し)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当した場合は、その承認を取り消すことができる。ただし、市章の使用の承認を取り消されたことにより損害が生じても、市長はその責めを負わない。

- (1) 偽りその他不正な手段により承認を受けたとき。
- (2) 承認を受けた後にその目的以外に使用したとき。

(使用報告)

第8条 市長は、必要があると認める場合は、使用者に対し、市章の使用状況について報告を求めることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

様式第1（第5条関係）

年 月 日

半田市長 殿

住 所
氏 名
連絡先

半田市市章使用承認申請書

下記のとおり半田市市章の使用を申請します。

- 1 使用目的
- 2 使用方法
- 3 使用期間
- 4 その他（使用例がわかる図面等を添付すること）

様式第2（第5条関係）

年 月 日

様

半田市長

印

半田市市章使用承認・不承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった件について、下記のとおり決定しましたので通知いたします。

記

1 使用の可否について

承認 ・ 不承認

2 使用にあたっての特記事項

3 不承認の場合の理由